

## 第3回三条市避難所検討委員会会議録（要点記録）

- 1 日 時 平成24年7月26日（木）13：30～14：00
- 2 場 所 三条市役所 第二庁舎 3階 301会議室
- 3 出席者  
(委員)  
小林委員長、土田副委員長、須佐委員、熊倉委員、藤田委員、堀委員、渋谷委員  
※李委員、堂坂委員、長谷川委員は欠席  
(アドバイザー)  
群馬大学大学院金井准教授、群馬大学大学院島研究員  
(事務局)  
堤行政課長、上原防災対策室長、石塚主査、西澤主任、岡田主事
- 4 委員会記録
  - (1) 開会にあたり、留意事項の説明（委員長）
    - ア 本日は、最初に前回の検討委員会の意見を踏まえた修正内容について、事務局から説明してもらう。
    - イ その後、引き続き今回のテーマである開設・運営方法について事務局の説明を受け、それに関する質疑・意見交換を行う。
    - ウ その後、開設方法に関する課題について事務局が提示し、それについて質疑・意見交換を行う。
  - (2) 質疑・意見交換
    - ◇前回からの修正点（事務局説明）
      - 小林委員長  
前回からの修正点について、意見はないか。ないようなので、この部分は事務局の報告を以って決定する。
      - ◇開設・運営方法（事務局説明）
        - 堀委員  
民有施設の開設のタイミングについての基準はあるか。自治会に対しては、ある程度基準を示す必要がある。
        - 事務局  
基本的には自治会と民有施設が協議して取り決めることになるが、事務局に基準を示してほしいということであれば、一般の方が避難する避難勧告が発令されたタイミングと考えているが、どうか。
        - 堀委員

移動中に避難している地元以外の人に対して、そこが緊急避難場所であることがわかるようにする方法はあるか。また、7. 13水害、7. 29水害ともに普通の民家に住んでいる方が、逃げている途中でどうにもならなくなった人を自宅に泊めた例もあり、助け合いの気持ちも必要である。

#### ○金井准教授

確かに、ある程度の基準を示さないと民有施設の管理者側としては指定に踏み切りにくい。埼玉県戸田市では、緊急一時避難場所に避難するタイミングについて、避難勧告、避難指示という言葉はなるべく入れなかった。避難勧告や避難指示が出た後でも、まだ浸水が始まっていないなら、より安全な公共施設への避難ができる場合がある。避難勧告等が発令される前でも後でも、公共施設に避難するのに危険が伴うようになった時という約束で、地元住民が民有施設を使わせてもらうことになった。それも漠然としているということであれば、事務局が言ったような避難勧告や避難指示が出た後というのもあり得る。民有施設の避難場所としての利用許可を得る際には、利用可能時間を取り決めておくことが必要である。

また、助け合いの中での避難というのは重要である。民有施設に避難しなくても自宅滞在が可能な民家はある。これについては、具体的な指針として書き物に残すよりも、地域で避難場所の選定を行う中での啓発事項として捉え、隣近所での助け合い方法を説明していったらどうか。

#### ○事務局

自治会と民有施設で取り決めた緊急避難場所については、市が作成したステッカーを施設の見やすい場所に貼ってもらい、そこが避難場所であることを市民に周知する。

#### ○金井准教授

ただし、互いに顔の知っている地域の住民であればこそ協力してくれる民有施設と、住民であるか否かに関わらず不特定多数の人を受け入れてもよいという施設があることを認識するべきである。ステッカーをすべての施設に一律に張るということをする、顔なじみの地域住民のみであれば受入れてもよいと思っている民有施設が手を挙げづらくなってしまわないので、その辺は配慮した方が広く募集できる。

#### ○事務局

その点は考慮したい。

#### ○小林委員長

緊急避難場所の開設のタイミングについては、避難勧告が発令された時ということではどうか。

#### ○金井准教授

但し書きが必要。公共施設避難所まで行くのに危険が伴う状況になった時といったふうに。そうしないと、避難勧告が出たからといって緊急避難場所に殺到した場合、善意で受入に協力してくれる民有施設が避難者で一杯になってしまう。

#### ○島研究員

逆に避難勧告が出ていない場合でも、公共施設避難所まで行くのに危険が伴う状況になった時には開設するという但し書きも必要。

#### ○小林委員長

その辺について、事務局案の修正ということでよいか。

#### ○事務局

民有施設への募集にあたっては、公共施設への避難をすることができない場合のみ緊急的に住民が避難させてもらうために、施設を貸していただきたいということがわかるような形での表記をする。

#### ○小林委員長

今の部分については事務局案に反映してもらおうということで、開設・運営方法はこれで決定とする。

### ◇開設方法に関する課題（事務局説明）

#### ○堀委員

公共施設で指定管理者制度で運営している場合、施設の開設はどうなるのか。

#### ○事務局

ここで指している公共施設は、第1次、第2次避難所ということで、市職員が参集して張り付く避難所を想定している。指定管理者が運営している施設については、民有施設の場合と近い考え方になる。

#### ○小林委員長

指定管理者が運営する施設については、自治会と指定管理者が鍵を共有することか。

#### ○事務局

元々市の施設である場合には、市の方で入らせていただくことになるが、基本的には民有施設に近い形での開設・運営となる。

#### ○金井准教授

三条市では、学校の鍵を周辺の地域住民に預けている例はあるか。全国の事例では、津波や地震を想定し、市職員の開設を待たず、学校のすぐ近くの住民が開けるようにしている地域もある。また、周辺住民にハンマーを配り、津波が来た時には学校の窓をぶち破って中に入る訓練をしている地域もある。洪水の場合は、そこまでやっている地域はなく、市側には、市職員の参集による開設を基本とするものの、自治会が鍵を必要と判断した場合には学校は相談に乗るという選択肢を提示できるようにしてほしい。

○事務局

学校が自治会に鍵を預けている例がまったくないわけではない。学校開放や地域の方が体育館を使う際に、一時的に預けている場合がある。

○小林委員長

それは体育館等の施設の低い部分に限ってということになるか。

○事務局

そのとおりである。

○金井准教授

自治会が民有施設を緊急避難場所として選定するやり方の大前提として、できる限り多くの民間事業者の方に協力してもらうことが重要である。そのため、無理なお願いはせず、緊急避難場所として協力してもらえる民有施設があれば、開設時間等は、民有施設側の条件を受け入れて決めてしまった方がよい。できるだけ多くの民有施設に声をかけ、多くの施設を選定すべき。

○小林委員長

開設方法に関する課題については、今ほど出た意見を実際の対応の中で反映させていくこととし、基本的には事務局案のとおりとしてはいかがか。それでは、この部分については事務局案のとおりとし、質疑・意見交換を終わりとさせていただく。次回の会議について、事務局の方から次回の会議について説明してもらいたい。

○事務局

今回は、今回の会議を受けて見直す部分についての再検討を含め、物資・機能について検討する。第4回検討委員会の開催は、8月下旬を予定している。詳細が決まり次第、追ってご連絡させていただく。

○事務局

今回は、第1回、第2回の検討委員会と比べると時間的に早く議論が進んだが、それは「命を守るための避難所」という観点に絞って検討していただいたためである。開設・運営方法については、第2部で「暮らしを支える避難所」をポイントとした中で、福祉避難所のあり方等について踏み込んだ検討をしていただきたいと考えている。

○金井准教授

これから各自治会に説明する際に、ここまで議論したことを整理したわかりやすいリーフレットがあった方がよいと思うが、市として作成を検討してはどうか。

○事務局

そうさせていただきたいと思う。

○小林委員長

以上で、第3回検討委員会は閉会としてはいかがか。

○藤田委員

一つお聞きしたいが、災害はいつ起こるかわからない中で、市での食料の備蓄はどうなっているか。

○事務局

食料については、特定の保管場所に備蓄しておくのではなく、流通備蓄という考え方を基本に、災害が発生した場合に調達し、給食センターや保育所で炊き出しを行い提供する方法を取っている。

○小林委員長

以上で、第3回検討委員会は閉会とする。